

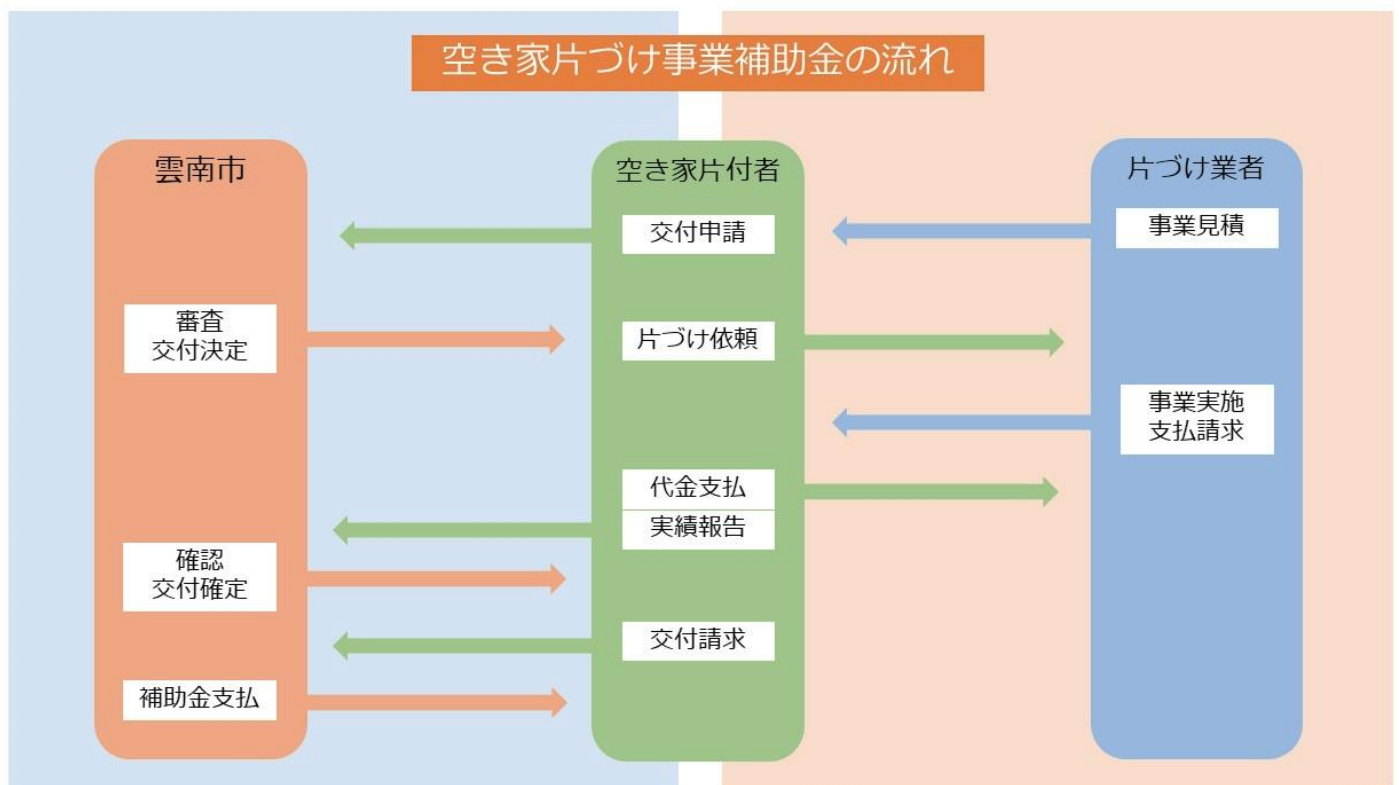
空き家片付け補助金について (R6年度版)

空き家バンク登録物件の片付けを行う場合に、片付けに要する費用の一部を助成します。



対象者	(1) 空き家所有者 (2) 地域自主組織、自治会等、NPO 法人 (空き家利用希望者のために、空き家を借り受ける場合)
対象経費	居住に必要な部分の片付けに要する経費（消費税を除く） ただし、対象経費2万円以上
補助金額	上限5万円（対象経費の2分の1以内）
備考	片付けを行う業者は、市内に本社を有する事業所に限る

※ 予算に達し次第、受付を終了する場合があります。



空き家片付け補助金の詳しい内容、申請の方法などについてのご相談は、うなん暮らし推進課までお問合せください。

【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp